

消費者問題の最前線が ここにある

「18歳成人社会」への備えとは

消費生活展

第18回さいたま市

テーマ：あなたもわたしもみんな消費者～みんなの好奇心で未来は変わる～

日時：平成30年10月28日（日） 10時～15時30分

場所：さいたま新都心駅（改札前） 東西自由通路

主催：さいたま市 共催：さいたま市消費者団体連絡会

問合せ：さいたま市消費生活総合センター TEL：048-643-2239

さいたま市消費生活展

検索



「18歳成人社会」の主演 である学生の活躍

- ★市立浦和高校（家庭科部）
による消費者問題ブース出展
- ★県立浦和北高校（演劇部）
による消費者被害防止寸劇

※2022年4月1日より、
成年年齢が20歳から18歳
に引き下げられます。

消費者問題の“最前線” をブースでじっくり

- ★悪質商法対策
 - ★商品トラブル対策
 - ★振り込め詐欺対策
 - ★エンカ消費啓発
 - ★小型家電回収
 - ★フードドライブ
- ※福祉団体等への食品寄付
詳細はホームページへ

その他のブース出展・ ステージ出演など

- ★健康チェック
- ★鑑識体験
- ★吉本興業漫才
- ★アカペラ
- ★消費者被害防止寸劇
- ★ゆるキャラ撮影会
- ★バルーンアート
- ★景品付きクイズラリー

「総合消費料金」の訴訟に関する 架空請求ハガキに注意！！

全国的に50代～70代の女性を中心に架空請求ハガキが届き、被害が発生しています。
ご自身やご家族などに届いた時のために、以下、架空請求ハガキの特徴や対処法を確認しましょう！

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。**管理番号()** 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、**執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。**

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け回っておりますので、職員までお問合せ下さい。
尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成 年 月 日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関

取り下げ等のお問合せ窓口 03-
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

混乱させるための実在しない料金名

訴訟を起こされたと誤信させるための
もっともらしい管理番号(例:(わ)251)

不安を煽るための脅し文句

焦らせるための極端に近い最終期日

訴訟を起こされたと誤信させるための
もっともらしい団体名(他に『国民訴訟通達センター』や『訴訟管理事務局センター』
などの架空の団体名の利用例あり)



ハガキ記載の窓口に電話せず、無視してください！

疑問や不安を感じたら、
お近くの**消費生活センター**にご相談ください！！

さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
さいたま しょうこちゃん

ソニックシティ 鐘塚公園

ビックカメラ

大宮そごう

三橋中央通り

アルシェ

ダイエー丸井

消費生活総合センター JACK大宮6階

大宮駅

消費生活総合センター
☎048-645-3421(相談窓口)
相談受付 月曜～土曜日
相談時間 午前9時～午後5時
※受付は午後4時30分まで

高砂仲町線

浦和駅

浦和消費生活センター コムナール9階

浦和駅

浦和消費生活センター
☎048-871-0164(相談窓口)
相談受付 月曜～土曜日
相談時間 午前9時～午後5時
※受付は午後4時30分まで

日蓮通り16号

岩槻消費生活センター 岩槻区役所3階

岩槻駅

岩槻消費生活センター
☎048-749-6191(相談窓口)
相談受付 月曜～金曜日
相談時間 午前9時～12時 午後1時～5時
※受付は午後4時30分まで

日曜日の電話相談 午前9時～午後4時 ☎048-645-3421

※祝休日、年末年始 除く

ホームページ

さいたま市消費生活総合センター

検索

問合せ：さいたま市消費生活総合センター相談支援係 TEL：048-643-2239 FAX：048-643-2247

このチラシは45,000部作成し、1枚当たりの印刷経費は6.8円です。